

資治通鑑 第177 卷

【隋紀一】 起屠維作噩，盡重光大淵獻，凡三年。

■陳、●隋、続国訳漢文大成 經子史部 第10 卷 190p

高祖文皇帝上之上開皇九年（己酉，589年）

（文帝は楊堅、弘農郡華陰、漢の大尉の震の八代の孫の鉉は子の元壽を生む。北魏の時武川鎮の司馬となる。子孫は因りて家す。元壽の玄孫の忠は周の太祖に従いて義を關西に起こしここに帝を生む）（資治通鑑は南北統一のこの年を以て、隋紀とする）

【隋は陳を滅ぼす】

■ 〔朝会に大霧で陳主昏睡〕 春，正月，乙丑（1-1+1=1 日）朔，陳主は群臣に朝會す。大霧は四もを塞ぎ，人の鼻に入り，皆な辛酸し，陳主は昏睡し，晡時（午後四時位）に至りて乃ち寤める。

●■ 〔隋軍は陳を油断させて揚子江を渡る〕 是の日，賀若弼は廣陵より兵を引いて江を濟る。是より先，弼は老馬を以て多く陳の船を買い而して之を匿し，弊船五六十艘を買い，瀆内に置く。陳人は之を覘い，以為えらく内國（中国、隋は諱を避けて内国という）に船無しと。弼は又た緣江の防人に請いて交代之際毎に，必ず廣陵に集らしめ，是に於いて大いに旗幟を列ね，營幕は野を被い，陳人は以て隋兵の大いに至ると為し，急に兵を發して備えを為し，既にして防人の交代を知り，（10-191p）其の衆は復た散ず。後以て常と為し，復た備えを設けず。又た兵をして江に緣いて時に獵せ使め，人馬は喧噪す。故に弼之江を濟るや，陳人は覺らず。韓擒虎は五百人を將いて横江（横江浦は相州の界に在り）より宵に採石（統は采石、采石磯は牛渚山下、江中に突出する磯）に濟り，守者は皆な酔い，遂に之に克つ。晉王の廣（後の二代皇帝煬帝）は大軍を帥いて六合（江都郡六合県、旧は尉氏といい秦郡を置く。北齊は秦州を置く。北周は州を改めて方州といい、郡を改めて六合という、開皇の初め郡を廢し、四年に尉氏を改めて六合という、江蘇省金陵道六合県、現・南京市六合区）鎮の桃葉山に屯す。

■ 〔陳の総動員令〕 丙寅（2-1+1=2 日），採石戍主の徐子建は啟を馳せて變を告げる。丁卯（3-1+1=3 日），公卿を召して入りて軍旅を議す。戊辰（4-1+1=4 日），陳主は下詔して曰く、「犬羊は陵縦し，郊畿を侵竊す，蜂蠆は毒有り，宜しく時に掃定すべし。朕は當に親ら六師を御し，八表を廓清すべし，内外は並せて戒嚴い可し。」

驃騎將軍の蕭摩訶、護軍將軍の樊毅、中領軍の魯廣達を以て並びに都督と為し，司空の司馬消難、湘州刺史の施文慶（去年冬に陳主は湘州を督せしめ、未だ鎮に之くに及ばずして隋兵は江を渡る）を並びて大監軍と為し，南豫州（陳の南豫州は宜城に治す、時に徙りて姑孰に鎮す）刺史の樊猛を遣わして舟師を帥いて白下（江蘇省金陵道江寧県、現・南京市江寧区）に出でしめ，散騎常侍の臧文奏をして兵を將いて南豫州に鎮せしむ。重く立賞格を立て，僧、尼、道士は，盡く役を執ら令む。

●■ 〔賀若弼は京口を抜く〕 庚午（6-1+1=6 日），賀若弼は攻めて京口を抜き，南徐州刺史の黃恪を執る。弼の軍令は嚴肅にして，秋毫も犯さず，軍士の民間に於いて酒を酤^かう者有れば，弼は立ちどころに之を斬る。俘獲する所は六千餘人，弼は皆な之を釋す，糧を給して勞遣し，付するに敕書を以てし，道を分かちて宣諭せ令む。是に於いて至る所風靡す。

■● 〔江南の父老は韓擒虎を歓迎〕 樊猛は建康に在り，其の子の巡は南豫州の事を攝行す。辛未（7-1+1=7 日），韓擒虎は進みて姑孰を攻める。半日にして，之を抜き，巡及び其の家口を執る。臧文奏は敗れ還る。江南の父老は素より擒虎の威信を聞き，軍門に來たり謁する者は晝夜に絶えず。

■● 〔陳主は疑心暗鬼〕 魯廣達（侯景の乱に魯廣達は郷人を糾合して以て新蔡に保す。魯氏は遂に世襲して以て陳に事う）之

子の世真是新蔡に在り、其の弟の世雄及び所部と擒虎に降り、遣使して書を致して廣達を招く。廣達は時に建康に屯し、自ら劾して、廷尉に詣りて罪を請う。陳主は之を慰勞し、加えて黄金を賜い、遣りて營に還らしむ。樊猛は左衛將軍の蔣元遜と青龍八十艘を將いて白下に於いて游弈(遊戈)し、以て六合の兵を御ぐ。陳主は猛の妻子の隋軍に在るを以て、異志有るを懼れ、鎮東大將軍の任忠をして之に代わら使めんと欲し、蕭摩訶をして徐に猛を諭さ令む、猛は悦ばず、陳主は其の意を傷うを重り而して止む。

●■【隋軍は建康に迫り、陳は総守備体制】是に於いて賀若弼は北道(京口は建康より北にあり)より、韓擒虎は南道より並びて進み、縁江の諸戍は、風を望みて盡く走る。弼は兵を分けて曲阿(本は雲陽。秦の時に人は其の地に天子の氣有りという。始皇帝は北坑を鑿ちて以て其の勢いを敗り、直道を截ちて阿曲せしむ。改めて曲阿と曰う、其の地は武進丹徒二県の間在り。賀若弼は兵を分けて其の衝を断つは、三呉の兵入りて建康を救い其の後を擒せんことを恐れる)之冲を断ち而して入る。陳主は司徒の豫章王の叔英に命じて朝堂に屯せしめ、蕭摩訶をして樂游苑に屯せしめ、樊毅をして耆闍寺に屯せしめ、魯廣達をして白土岡に屯せしめ、忠武將軍の孔范をして寶田寺に屯せしむ。己卯(15-1+1=15日)、任忠は吳興より入り赴き、仍って(10-192p)朱雀門(秦の孝武帝が建てる。上に兩銅雀あり、前は大航に直る、之を朱雀航という)に屯す。

●■【隋軍の包圍網】辛巳(辛未×、17-1+1=17日)、賀若弼は進みて鐘山に據り、白土岡之東に頓す。晉王の廣は總管の杜彥を遣わし韓擒虎と軍を合わせ、歩騎は二萬にして新林(新林浦は建康から二十里、西白鷺洲に直る)に屯す。蕪州總管の王世積は舟師を以て九江に出で、陳の將の紀瑱を蕪口(蕪水の江に入る口)に破り、陳人は大いに駭き、降る者は相繼ぐ。晉王の廣は狀を上り、帝は大いに悦び、宴して群臣に賜わる。

●●【陳主は昼夜啼泣、諸將は施文慶に服さず】時に建康の甲士は尚ほ十餘萬人あり、陳主は素より怯懦にして、軍士(軍事)に達せず、唯だ晝夜啼泣し、臺内の處分は、一に以て施文慶に委ねる。文慶は既に諸將の己を疾むを知り、其の功有るを恐れ、乃ち奏曰す、

「此の輩は怏怏として、素より官に伏さず、此の事機に迫り、那ぞ専ら信じる可けんや！」
是に由り諸將は凡そ啟請する有れば、率ね皆な行かず。

●■【蕭摩訶の決戦策を退ける】賀若弼之京口を攻める也、蕭摩訶は兵を將いて逆え戦うを請い、陳主は許さず。弼が鐘山に至るに及び、摩訶は又た曰く、

「弼は懸軍深く入り、壘塹は未だ堅からず、兵を出して掩襲すれば、以て必ず克つ可し。」

又た許さず。陳主は摩訶、任忠を内殿に召し軍事を議せしめ、忠は曰く、

「兵法に、客は速戦を貴び、主は持重を貴ぶと。今國家は食足り兵足り、宜しく臺城を固守し、淮に緣りて柵を立て、北軍は來たと雖も、與に交戦すること勿かれ。兵を分けて江路を断てば、彼の信(使者)をして通じるを得令むる無し。臣に精兵一萬、金翅三百艘を給し、江を下りて徑に六合を掩え、彼の大軍は必ず其の江を度るの將士は已に俘獲されると謂い、自然に氣を挫かん。淮南の土人は臣と舊から相い知悉し、今臣の往くを聞けば、必ず皆な景從(影の形に従うが如し)す。臣は復た、徐州(滸沱の路)に往き、彼の歸路を断たんと欲すと揚聲すれば、則ち諸軍は撃たず自ら去らん。春水の既に漲るを待ち、上江の周羅睺(水軍を督して郢漢にあり)等の衆軍は必ず流れに沿いて赴き援けん、此れ良策也。」

陳主は従う能わず。明日、欬然(忽ち動く貌)として曰く、

「兵は久しく決せず、人をして腹煩わ令む、蕭郎(蕭摩訶 532-604、時に 57 歳)を呼び一たび出でて之を撃たしむ可し。」

任忠は叩頭して苦に、

「戦う勿かれ。」

と請い、**孔范**も又た奏す、

「請う一決を作さん、當に官の為に石を燕然に勒すべし（孔范は竇憲が匈奴を破る事を以て自ら詭るなり）。」

陳主は之に従い、**摩訶**に謂って曰く、

「公は我が為に一決す可し！」

摩訶は曰く、

「從來の行陳は、國の為身の為なり。今日之事は、兼ねて妻子の為なり。」

陳主は多く金帛を出し諸軍に賦し以て賞に充てる。甲申（20-1+1=20日）、**魯廣達**をして白土岡に陳し、諸軍之南に居らせめ、**任忠**は之に次ぎ、**樊毅**、**孔范**も又た之に次ぎ、**蕭摩訶**の軍は最も北に在り。諸軍は南北二十里に^{わた}互り、首尾進退は相い知らず。

●■ 〔賀若弼は蕭摩訶を擒とし、斬らず〕 **賀若弼**は輕騎を將いて山に登り、衆軍を望見し、因りて馳せ下り、所部七總管の**楊牙**、**員明**等と甲士凡そ八千、陳を勒して以て之を待つ。**陳主**は**蕭摩訶**之妻に通じ、故に**摩訶**は初め戰意無し。唯だ**魯廣達**のみは其の徒を以て力戰し、**弼**と相い當たる。隋の師の退き走る者は數四、**弼**の麾下の死者は二百七十三人、**弼**は煙を縱ちて以て自ら隠れ、^{くろ}窘しみ而して復た振う。陳兵は人の頭を得れば、(10-193p) 皆な走りて**陳主**に獻じて賞を求め、**弼**は其の驕惰なるを知り、更に兵を引いて**孔范**に趣く。**范**の兵は暫く交わり（交戦）即ち走り、陳の諸軍は之を顧み、騎卒は亂れて潰え、復た止まる可からず、死者は五千人。**員明**は**蕭摩訶**を擒とし、**弼**に送り、**弼**は命じて牽きて之を斬らしむ。**摩訶**の顔色は自若たり、**弼**は乃ち釋し而して之に禮す。

■● 〔任忠さえ降参し、陳主は万事窮す〕 **任忠**は馳せて臺に入り、**陳主**に見え敗狀を言つて、曰く、

「官は好く住まれ（止まるが宜しき）、臣は力を用いる所無し矣！」

陳主は之に金兩^匁（繩を以て物を約する）を與え、人を募りて出でて戦わしむ。**忠**は曰く、

「陛下は唯だ當に舟楫を具え、上流の衆軍（周羅睺など）に就くべし、臣は死を以て奉衛せん。」

陳主は之を信じ、**忠**に敕して出でて部分せしめ、宮人をして裝束して以て之を待たしむ、其の久しく至らざるを怪しむ。時に**韓擒虎**は新林より軍を進め、**忠**は已に數騎を帥い迎えて石子岡に降る。領軍の**蔡征**は朱雀航を守り、**擒虎**の將に至るを聞き、衆は懼れ而して潰える。**忠**は**擒虎**の軍を引き直ちに朱雀門に入り、陳人は戦わんと欲し、**忠**は之を揮して曰く、

「老夫すら尚ほ降るに、諸軍（一書に諸君に作る）は何事ぞや！」

衆は皆な散り走る。是に於いて城内の文武百司は皆な遁げ、唯だ尚書僕射の**袁憲**は殿中に在り、尚書令の**江總**等數人は省中に居る。**陳主**は**袁憲**に謂って曰く、

「我は從來卿を接遇すること餘人に^{まさ}勝らず、今日は但だ以て追愧す。唯だ**朕**が徳無きのみに非ず、亦た是れ江東の衣冠の道は盡く！」

■ 〔陳主は二側室と井戸に隠れる、建康陥落〕 **陳主**は遑遽し、將に避け匿れんとす、**憲**は正色して曰く、
「北兵之入る、必ず犯す所無し。大事は此くの如し、陛下は去りて安くに之くを欲するや！臣は願わくは陛下は衣冠を正し、正殿に御し、梁の**武帝**が**侯景**を見るの故事（162 卷梁の武帝太清三年にあり）に依るべし。」

陳主は従わず、榻を下り馳せ去りて、曰く、

「鋒刃之下、未だ交々當たる可からず、吾は自ら計有り！」

宮人十餘を從え後堂の景陽殿を出、將に自ら井に投じんとし、**憲**は苦ろに諫めるも従わず。後閣の（殿中）舍人の**夏侯公韻**は身を以て井を蔽い、**陳主**は與に争い、之久しく、乃ち入るを得る。既に而して軍人は井を窺い、之を呼び、應じず、石を下さんと欲し、乃ち叫聲を聞く。繩を以て之を引き、其の太だ重きに驚

き、出ずるに及び、乃ち張貴妃、孔貴嬪と同じく束ね而して上る。沈後の居處は常の如し。太子の深は年十五、闇(邪)を閉じ而して坐し、舍人の孔伯魚は側に侍し、軍士は闇を叩き而して入り、深は安坐し、之をねぎら勞いて曰く、

「戎旅は途に在り、至って勞せず也！」

軍士は鹹な焉に敬を致す。時に陳人の宗室の王侯の建康に在る者は百餘人、陳主は其の變を為すを恐れ、皆な召し入れ、朝堂に屯せ令め、豫章王の叔英をして之を總督せ使め、又た陰に之が備えを為し、臺城の守りを失うに及び、相い帥いて出で降る。

●■〔陳主は賀若弼に再拜〕賀若弼は勝ちに乗りて樂游苑に至り、魯廣達は猶ほ餘兵を督して苦戰して息まず、殺獲する所は數百人、會々日暮れ、乃ち甲を解き、台に面して再拜し慟哭し、衆に謂って曰く、
「我が身は國を救う能わず、罪を負うこと深し矣！」

士卒は皆な流涕獻欵す、遂に擒に就く。諸々の門衛は皆な走り、(10-194p) 弼は夜北掖門を燒きて入り、韓擒虎の已に陳叔寶(五代陳主、ここで姓名に切り替わる)を得るを聞き、呼びて之を視、叔寶は惶懼し、流汗股慄(恐ろしさで股がワナワナと震える)し、弼に向かいて再拜す。弼は之に謂って曰く、

「小國之君は大國之卿に當たる、拜するは乃ち禮也。入朝すれば歸命侯(吳の孫皓は晉に降りて歸命侯に封じられる)と作るを失わず、恐懼を勞する無かれ。」

●〔賀若弼は韓擒虎の後に在るを恥じる〕既に而して功の韓擒虎の後に在るを恥じ、擒虎と相いはずかし詬(続は詢、罵る)め、刃を挺き而して出ず。蔡征をして叔寶の為に降箋を作ら令め、命じて驛車に乗り己に歸せしめんと欲す、事は果たさず。弼は叔寶を德教殿に置き、兵を以て衛守す。

【陳討伐の戦後処理】

●〔高頡は張麗華を斬り、晉王の廣は怨む〕高頡は先ず建康に入り、頡の子の德弘は晉王の廣と記室(隋の制で諸王の記室參軍は録事功曹の下にあり)をな為り、廣は德弘をして馳せて頡の所に詣ら使め、張麗華を留め令む、頡は曰く、

「昔太公は面を蒙いて以てだつき姐己(有蘇氏の美女、殷の紂王は之を嬖す。周の武王はは殷に勝ち、紂を殺し、併せて姐己を殺す)を斬る、今豈に麗華を留める可けんや！」

乃ち之を青溪に斬る。德弘は還りて報じ、廣は色を變えて曰く、

「昔の人は云う、『德として報いざるは無し』(詩經の大雅抑の篇の辭)、我は必ず以て高公に報いる有り矣！」是に由りて頡を恨む。

●〔晉王の廣の処分に賢と為す〕丙戌(22-1+1=22日)、晉王の廣は建康に入り、施文慶の委を受けて忠ならず、曲げて諂佞を為し以て耳目を蔽い、沈客卿は賦を重くし斂を厚くし以て其の上を悦ばせ、太市令の陽慧朗、刑法監の徐析、尚書都令史の暨慧と皆な民の害と為すを以て、石闕の下に斬り、以て三吳に謝す。高頡をして元帥府の記室の裴矩と圖籍を収め、府庫を封じ使め、資財は一に取る所無し、天下は皆な廣を稱して、以て賢と為す。矩は、讓之(158 卷梁の武帝大同四年にあり)之弟の子也。

●〔帝は賀若弼と韓擒虎の功を賞す〕廣は賀若弼の期に先だちて決戦し、軍令に違うを以て、收めて以て吏に屬す。上は驛にて之を召し、廣に詔して曰く、

「江表を平定するは、弼と韓擒虎と之力也。」

物萬段を賜う。又た弼と擒虎とに詔を賜い、其の功を美とする。

●〔王頒は高祖陵を發く〕開府儀同三司の王頒は、僧辯之子也。夜、陳の高祖陵を發き、骨を焚き灰を取

り、水に投げ而して之を飲む。(仇討ち。陳の高祖が王僧辯を殺す事、166 卷梁の恵帝紹泰元年にあり) 既に而して自ら縛し、罪を晉王の**廣**に歸す。**廣**は以て聞し、上は命じて之を赦さしむ。詔して陳の**高祖**、**世祖**、**高宗**の陵に、總て五戸を給し分けて之を守らしむ。

● **〔許善心の誠に隋主は感動〕** 上は遣使して陳の亡びるを以て**許善心** (去年陳は派遣して來聘し、客館に留めて還さざること前卷にあり) に告げ、**善心**は哀服し西階 (賓階) 之下に號哭し、草を藉き東向して坐すること (喪の禮) 三日、敕書して**唁**す (生を弔う) 焉。明くる日、詔有り館に就き、通直散騎常侍に拜し、賜わるに衣一襲。**善心**は哭して哀を盡くし、房に入りて服 (衰服) を改め、復た出でて、北面して立ち、泣を垂れ、再拜して詔を受け、明くる日乃ち朝し、伏して殿下に泣き、悲しみて興つ能わず。上は左右を顧みて曰く、「我は陳國を平らげるも、唯だ此の人を獲たり。既に能く其の舊君を懷う、即ち我之誠臣也。」敕して本官を以て門下省に直せしむ。

■ **〔上江の陳の殘存勢力の降参〕** 陳の水軍都督の**周羅暉**は郢州刺史の**荀法尚**と江夏 (陳の郢州) を守り、秦王の**俊**は三十總管 (10-195p) 水陸十餘萬を督して漢口 (漢水の江に入りの口、沔口、現・武漢市) に屯し、進むを得ず、相い持ちて月を逾える。陳の荊州刺史の**陳慧紀**は南康内史の**呂忠肅**を遣わして岐亭 (西陵の峽口) に屯し、巫峽に據り、北岸に於いて巖を鑿ち、鐵鎖三條を綴り、上流に横截して以て隋船を遏め、**忠肅**は其の私財を竭くして以て軍用に充てる。**楊素**、**劉仁恩**は兵を奮いて之を撃ち、四十餘戰、**忠肅**は險を守りて力爭し、隋兵の死者は五千餘人、陳人は盡く其の鼻を取り以て功賞を求める。既に而して隋師は屢々捷ち、陳之士卒を獲り、三たび之を縦つ。**忠肅**は柵を棄て而して遁げ、**素**は徐に其の鎖を去る。**忠肅**は復た荊門之延洲に據り、**素**は巴蠻 (巴蠻、巴中に居る者、船を用いる) 千人を遣わして、五牙四艘に乗り、拍竿を以て其の十餘艦を碎かしめ、遂に大いに之を破り、甲士二千餘人を俘とし、**忠肅**は僅に身を以て免る。陳の信州刺史の**顧覺**は安蜀城に屯し (梁は安蜀城を巴東に置く。西魏は之を取り、時に其の地は隋に属す。故に陳の信州刺史は安蜀城に屯す)、城を棄てて走る。**陳慧紀**は公安 (陳の荊州の治所) に屯し、悉く其の儲蓄を焼き、兵を引き東に下り、是に於いて巴陵以東は復た城守する者無し。**陳慧紀**は將士三萬人、樓船千餘艘を帥いて、江に沿い而して下り、入りて建康を援けんと欲し、秦王の**俊**の拒む所と為り、前むを得ず。是の時、陳の晉熙王の**叔文**は湘州を罷め、還り、巴州 (巴陵に治す) に至り、**慧紀**は**叔文**を推して盟主と為す。而るに**叔文**は已に巴州刺史の**畢寶**等を帥い書を致して降を**俊**に請い、**俊**は遣使して迎えて之を勞う。會々建康は平らぎ、晉王の**廣**は**陳叔寶**に命じ手書して上江の諸將を招かしめ、**樊毅**をして**周羅暉**に詣り、**陳慧紀**の子の正業をして**慧紀**に詣りて指を諭さ使む。時に諸城は皆な甲を解き、**羅暉**は乃ち諸將と大いに臨すること三日、兵を放ちて散じ、然る後に**俊**に詣りて降り、**陳慧紀**も亦た降り、上江は皆な平らぐ。**楊素**は下りて漢口に至り、**俊**と會す。**王世積**は蘄口に在り、陳の已に亡びるを聞き、書をして江南の諸郡に告諭し、是に於いて江州の**司馬黃僖**は城を棄てて走り、豫章等の諸郡の太守は皆な**世積**に詣りて降る。

● 癸巳 (29-1+1=29日)、詔して使者を遣わして陳の州郡を巡撫せしむ。二月、乙未 (31-31+1=1日)、淮南行台省を廢す (晉王**廣**は凱旋せんとす)。

● **〔五百家を郷、百家を裡とす〕** **蘇威**は奏す、「請う五百家に郷正を置き、民、簡の辭訟を治せ使めん。」

李德林は以為く、

「本は郷官が事を判するを廢するは、其の里間 (村里) は親識にして、剖斷 (分析判断) すること平らかならざるが為なり、今郷正をして専ら五百家を治せ令めば、恐らくは害を為すこと更に甚だしからん。且つ要荒の小縣は、五百家に至らざる者有り、豈に兩縣をして共に一郷を管せ使む可けんや！」

帝は聽さず。丙申（32-31+1=2日）、制す、

「五百家を郷と為し、郷正一人を置く。百家を裡と為し、里長一人を置く。」

■● 〔吳州方面の討伐〕 陳の吳州刺史の蕭璡は能く物情を得たり。陳が亡び、吳人は璡を推して主と為し、右衛大將軍の武川（綏遠特別区域武川県、現・内モンゴル自治区フフホト市武川県、東魏西魏依頼の軍閥の出身地）の宇文述は行軍總管の元契、張默言等を帥いて之を討つ。落叢（陝西省漢中道略陽県に西に西魏は落叢県及び落叢郡を置く、現・漢中市）公の燕榮は舟師を以て（10-196p）東海（海州。燕榮の舟師は海道より湖に入り、吳州に至る。陳は吳州を吳郡に置く）より至る。陳の永新侯の陳君范（続は君範）は晉陵（吳と壤を接す）より璡に奔り、軍を並せて述を拒ぐ。述の軍は且に至り、璡は柵を晉陵の城東に立て、兵を留めて述を拒み、其の將の王褒を遣わして吳州を守らしめ、義興より太湖に入り、述の後を掩わんと欲す。述は進みて其の柵を破り、兵を回して璡を撃ち、大いに之を破る。又た兵を遣わして別道より吳州を襲わしめ、王褒は道士服を衣て城を棄てて走る。璡は餘衆を以て包山（太湖の中にある島、洞庭山）を保つ。燕榮は撃ちて之を破る。璡は左右數人を將いて民家に匿れ、人の執る所と為る。述は進みて奉公埭に至り、陳の東揚州刺史の蕭巖（前卷陳の長城公禎明元年に、江東の士女を駆りて陳に降る）は會稽を以て降り、璡と皆な長安に送り、之を斬る。

●■ 〔岳陽王の叔慎の抵抗を討伐〕 楊素之荆門に下る也、別將の龐暉を遣わして兵を將いて地を略さしめ、南に湘州に至り、城中の將士は、固志有るもの莫し。刺史の岳陽王の叔慎は、年は十八、酒を置きて文武の僚吏を會す。酒酣にして、叔慎は歎じて曰く、
「君臣之義は、此に盡く乎！」

長史の謝基は伏し而して流涕す。湘州の助防の遂興（盧陵郡の県の名）侯の正理は坐に在り、乃ち起ちて曰く、
「主辱しめられ臣は死す、諸君は獨り陳國之臣に非ず乎！今天下は難有り、實に命を致す之秋也。縱え其の成る無きとも、猶ほ臣の節を見ん。青門之外（昭平は秦の時に東陵侯たり、秦滅びて民と為り、瓜を青門の外に種う。陳滅びて後に、民伍に編入されて以て活を求める能わずの意味）は、死する有るも能くせず！今日之機は、猶豫す可からず、後れて應ずる者は斬る！」

衆は鹹な許諾す。乃ち刑牲（犠牲を殺す）結盟し、仍って人を遣わして詐りて降書を龐暉に奉ず。暉は之を信じ、期を剋し而して入り、叔慎は甲を伏せて之を待つ。暉は至り、之を執り以て徇え、其の衆を並せて皆な之を斬る。叔慎は射堂に坐し、士衆を招合し、數日之中に、五千人を得る。衡陽（湖南省衡陽道衡陽県、現・衡陽市衡山県）太守の樊通、武州（湖南省武陵道常德県、現・常德市武陵区）刺史の鄒居業は皆な舉兵して之を助けんと請う。隋の除する所の湘州刺史の薛胄は兵を將いて適々至り、行軍總管の劉仁恩と共に之を撃つ。叔慎は其の將の陳正理を遣わして樊通と拒み戦わしめ、兵は敗れる。胄は勝ちに乗りて入城し、叔慎を擒とす。仁恩は鄒居業を横橋に破り、亦た之を擒とす。俱に秦王の俊に送り、漢口に斬る。

●■ 〔嶺南の平定、冼氏の説諭〕 嶺南の未だ附く所有らず、數郡共に高涼郡（広東省高雷道陽江県、現・陽江市陽春市）の太夫人の冼氏を奉じて主と為し、聖母と號し、境を保ちて拒み守る。詔して柱國の韋洸等を遣わして嶺外を安撫せしめ、陳の豫章太守の徐澄は南康（江西省贛南道贛かん県、現・贛州市南康区）に據りて之を拒み、洸等は進むを得ず。晉王の廣は陳叔寶を遣わして夫人に書を遣り、諭すに國亡びるを以てし、之をして隋に歸せ使む。夫人は首領數千人を集めて、盡日慟哭し、其の孫の馮魂（冼氏が馮融に嫁すること 163 卷梁の簡文帝大寶元年にあり）を遣わして衆を帥いて洸を迎えしむ。洸は撃ちて徐澄を斬り、入り、廣州に至り、嶺南の諸州を説諭し皆な定まる。馮魂を表して儀同三司と為し、冼氏を冊して宋康郡（宋の文帝元嘉九年に高涼を分けて宋康郡を立てる）夫人と為す。洸は、夔（167 卷陳の高祖の永定三年にあり）之子也。（10-197p）

■ 〔任瓌の策は立たず〕 衡州（隋志に、梁は衡州を廣州含み匡県に置くと）の司馬の任瓌は都督の王勇に嶺南に據

り、陳氏の子孫を求め、立てて以て帝と為すを勧める。勇は用いる能わず、所部を以て來降し、瑰は官を棄てて去る。瑰は、忠之弟の子也。

● 〔隋は遂に陳國を平定〕 是に於いて陳國（陳の高祖が梁より禪讓し、凡そ五主 33 年）は皆な平らぎ、州三十、郡一百、縣四百を得、詔して建康の城邑宮室は、並びて平蕩耕墾し、更に石頭に於いて蔣州（蔣山を以て州の名とする）を置く。

● 〔晉王の廣は陳主を率いて凱旋〕 晉王の廣は師を班し、王韶を留めて石頭城に鎮せしめ、委ねるに後事を以てす。三月、己巳（5-0+1=6 日）、陳叔寶は其の王公百司と建康を發し、長安に詣り、大小は路に在ること、五百里纍纍として絶えず。帝は命じて權に長安の士民の宅を分けて以て之を俟つ、内外は修整し、遣使して迎勞す。陳人の至る者は歸るが如し。夏、四月（元嘉曆では閏三月）、辛亥（47-30+1=18 日）、帝は驪山に幸し、親ら旋師を勞す。乙巳（41-30+1=12 日）、諸軍は凱入（凱旋の音楽を奏して入る）し、俘を太廟に獻じ、陳叔寶及び諸王侯將相は並びに乗輿服御、天文圖籍等は次を以て行列し、仍ほ鐵騎を以て之を圍み、晉王の廣、秦王の俊に従いて入り、廟廷に列す。廣を拜して太尉と為し、輅車、乘馬、袞冕之服、玄圭、白璧を賜わる。丙午（42-30+1=13 日）、帝は廣陽門の觀（觀闕）に坐し、陳叔寶を前に引く。及び太子、諸王二十八人、司空の司馬消難以下尚書郎に至る凡そ二百餘人、帝は納言をして詔を宣して之を勞せ使む。次に内史令をして詔を宣せ使め、責めるに君臣相い輔ける能わず、乃ち滅亡に至るを以てす。叔寶及び其の群臣は並びて愧懼し地に伏せ、屏息し對える能わず、既に而して之を宥す。

● 〔司馬消難は文帝に許される〕 初め、武元帝は司馬消難を迎え（167 卷陳の高祖永定二年にあり、皇考忠は武元帝と諡す）、消難と結びて兄弟と為り、情好甚だ篤し、帝は毎に叔父の禮を以て之に事える。陳を平らぐるに及び、消難は至り、特に死を免じ、配するに樂戸と為し、二旬に而して免じ、猶ほ舊恩を以て引見す。尋いで家に於いて卒す。

● 〔將士に恩賞、故陳に減税〕 庚戌（46-30+1=17 日）、帝は廣陽門（大興城の正南門）に御し將士を宴し、門外より道を夾み布帛之積を列ね、南郭に達す。班賜するに各々差有り、凡そ三百餘萬段を用い、故の陳之境内は、復十年を給し、餘州は其の年の租賦を免ず。

● 〔突厥・陳叔寶への厚遇を認めず〕 樂安公の元諧は進みて曰く、

「陛下の威徳は遠く被り、臣は前に突厥可汗を以て侯正と為し、陳叔寶を令史と為すを請う、今臣の言を用いる可し矣。」

帝は曰く、

「朕は陳國を平らげるは、本は以て逆を除くなり、夸誕を欲するに非ず。公之奏する所は、殊に朕の心に非ず。突厥は山川を知らず、何の能く警候せんや。叔寶は昏醉す、寧んぞ驅使に堪えんや！」

諧は默然とし而して退く。

● 〔楊素・賀若弼に褒賞〕 辛酉（57-30+1=28 日）、楊素の爵を進めて越公と為し、其の子の玄感^{かんと}を以て儀同三司と為し、玄獎^{かんと}を清河郡公と為す。物萬段、粟萬石を賜わる。賀若弼に命じて御坐に登らしめ、物八千段を賜わり、位の上柱國を加え、進爵して宋公とす。仍って各々金寶を加賜し及び陳叔寶の妹を妾と為す。

● 〔賀若弼、韓擒虎は功を争う〕 賀若弼、韓擒虎は功を帝の前に争う。弼は曰く、

「臣は蔣山に在りて死戦し、其の鋭卒を破り、其の驍將を擒とし、威武を震揚し、遂に陳國を平らげる。

（10-198p）韓擒虎は略ぼ陳と交（交戦）えず、豈に臣之比ならんや！」

擒虎は曰く、

「本は明旨を奉じ、臣をして弼と同時に勢いを合わせて以て偽都を取ら令む、弼は乃ち敢えて期に先だち、賊に逢いて遂に戦い、將士をして傷死甚だ多から令むを致す。臣は輕騎五百を以て、兵は刃に血ぬらず、直ちに金陵を取り、任蠻奴を降し、陳叔寶を執り、其の府庫に據り、其の巢穴を傾く。弼は夕に至りて方に北掖門を叩く、臣は關を啟き而して之を納れる。斯れ乃ち罪を救うに暇あらず、安んぞ臣と相い比するを得んや！」

帝は曰く、

「二將は俱に上勳と為す。」

是に於いて擒虎の位を進めて上柱國と為し、物八千段を賜わる。有司は擒虎を劾す、

「士卒を放縱し、陳宮を淫汚す」

此に坐し爵邑を加えず。

●〔高潁は大將と功を論じず〕高潁に上柱國を加え、齊公（渤海郡公より昇進）に進爵し、物九千段を賜わる。

帝は之を勞ねぎらいて曰く、

「公は陳を伐ちて後、人は公の反するを言い、朕は已に之を斬る。君臣は道合う、青蠅の能く聞する所に非ざる也。」

帝は從容として潁に命じて賀若弼と陳を平らぐるの事を論じしめ、潁は曰く、

「賀若弼は先に十策を獻じ、後に蔣山に於いて苦戦して賊を破る。臣は文吏なる耳、焉んぞ敢えて大將と功を論ぜんや！」

帝は大いに笑い、其の讓有るを嘉よみす。

●〔高潁の獻策の功〕帝之陳を伐つ也、高潁をして方略を上儀同三司の李德林に問わ使め、以て晉王の廣に授く。是に至り、帝は其の功を賞し、柱國を授け、郡公に封じ、物三千段を賞す。已に敕を宣し訖り、或は高潁に説きて曰く、

「今功を李德林に歸せば、諸將は必ず當に憤惋せん、且つ後世公を觀るに虚しく行くが若き有らん。」

潁は入りて之を言い、乃ち止む。

●秦王の俊を以て揚州總管四十四州諸軍事と為し、廣陵に鎮せしむ。晉王の廣は并州に還る。

●〔晉王の廣は罪を免れる〕晉王の廣之陳の五佞（施文慶・沈客卿・陽慧朗・徐析・暨慧景の五佞人）を戮する也、未だ都官尚書の孔范、散騎常侍の王瑳、王儀、御史中丞の沈瓘之罪を知らず、故に免かるるを得る。長安に至るに及び、事は並びて露われ、己未（乙未×、55-30+1=26日）、帝は其の過惡を暴き、之を邊裔に投じ、以て吳、越之人に謝す。瑳は刻薄貪鄙にして、才能を忌害す。儀は傾巧（續は傾巧）側媚、二女を獻じ以て親暱を求める。瓘は險慘苛酷にして、言を發して邪諂なり、故に罪（續は辜）を同じくす焉。

●〔陳叔寶の飲酒大量、子孫を分散〕帝は陳叔寶に給賜すること甚だ厚く、數々引見するを得、班は三品に同じ。宴に預る毎に、傷心を致すを恐れ、為に吳音を奏せず。後に監守者は奏して言う、

「叔寶は雲う、『既に秩位無し、毎に朝集に預る、願わくは一官號を得ん。』」

帝は曰く、

「叔寶は全く心肝無し！」

監者は又た言う、

「叔寶は常に酔い、醒める時まれ有るは罕なり。」

帝は問う、

「飲酒は幾何や？」

對えて曰く、

「其の子弟と日に一石を飲む。」

は大いに驚き、其の酒を節せしめ、既に而して曰く、

「其の性に任せよ。爾らざれば、何を以て日を過ごさん！」

帝は陳氏の子弟は既に多きを以て、其の京城に在りて非を為すを恐れ、乃ち分けて邊州に置き、田業を給し生を為さしめ、歲時に衣服を賜い以て之を安全にす。

●〔旧陳の官僚を任官〕詔して陳の尚書令の江總を以て上開府儀同三司と為し、僕射の袁憲、驃騎の蕭摩訶、領軍の任忠は皆な開府儀同三司と為し、吏部尚書の吳興の姚察を秘書丞と為す。上は袁憲の雅操を嘉し、下詔し、以て江表の稱首と為し、(10-199p) 昌州（隋志に、眷陵郡に後魏は南荊州を置く。西魏は改めて昌州という。安昌、湖北省襄陽道棗陽県、現・襄陽市棗陽市）刺史を授ける。陳の散騎常侍の袁元友が數々陳叔寶に直言するを聞き、擢んで主爵侍郎（吏部尚書に属す）に拜す。群臣に謂って曰く、

「陳を平らげる之初め、我は任蠻奴を殺さざるを悔いる。人の榮祿を受け、兼ねて重寄に当たり、屍を横たえ國に徇する能わず、乃ち雲う、

「力を用いる所無し、弘演が肝を納れる（衛の懿公は狄人と熒澤に戦い、狄人の殺す所と為る。弘演は肝を納れ、以て之を狗す）と何ぞ其れ遠き也！」

帝は周羅睺を見、之を慰諭し、許すに富貴を以てす。羅睺は泣を垂れて對えて曰く、

「臣は陳氏の厚遇を荷ない、本朝は淪亡す、節の紀す可く無し。死を免かれるを得れば、陛下之^{たまもの}賜也、何ぞ富貴之敢えて望まん！」

賀若弼は羅睺に謂って曰く、

「公が郢、漢に兵を捉（把）るを聞き、即ち揚州を得る可く。王師渉るに利あるを知り、果たして量る所の如し。」

羅睺は曰く、

「若し公と周旋するを得れば、勝負は未だ知る可からざる也。」

●〔周羅睺は羊翹の下に恥じず〕之頃して、上儀同三司に拜す。是より先、陳將の羊翹は來降し、陳を伐つ之役に、嚮導（続は郷導）を為さしめ、位は上開府儀同三司に至り、班は羅睺の上に在り。韓擒虎は朝堂に於いて之に戯れて曰く、

「機變を知らず、乃ち立ちて羊翹之下に在り、能く愧じる無き乎！」

羅睺は曰く、

「昔江南に在りて、久しく令問（令聞、令は美なり）を承け、謂うに公は天下の節士なりと。今日言う所は、殊に望む所に非ず。」

擒虎は愧じる色有り。

●〔陳叔文を開府儀同三司宜州刺史〕帝之陳君の臣を攻める也、陳叔文は獨り欣然として得色（得意満面）有り。既に而して復た上表して自ら陳ず、

「昔巴州に在り、已に先ず款を送る、乞う此の情を知れ、望むらくは常例に異ならんことを！」

帝は其の不忠を嫌うと雖も、而るに江表を懷柔せんと欲し、乃ち叔文に開府儀同三司を授け、宜州（京兆葦原眷、陝西省漢中道耀県、現・銅川市耀州区）の刺史に拜す。

●〔韋鼎は楊堅の人物を見抜く〕初め、陳の散騎常侍の韋鼎は周に聘し（周の太建中）、帝に遇い而して之を

異とし、帝に謂って曰く、

「公は當に貴なり、貴きは則ち天下の一家なり、歲（木星、十二年で一周）一たび天を週れば、老夫は當に質を公に委ねん。」

至德（陳の長城公は即位して至德と改元）之初めに及び、鼎は大府卿と為り、盡く田宅を賣り、大匠卿の毛彪は其の故を問ひ、鼎は曰く、

「江東の王氣は、此に盡く矣！吾は爾と當に長安に葬られるべしに。」

陳平らぐに及び、上は鼎を召して上儀同三司と為す。鼎は、睿（梁の武帝時代に功名あり）之孫也。

●【軍備縮小、民間の武器廃棄】壬戌（58-30+1=29日）、詔して曰く、

「今率土は大同し、生を合（含×）わせ性を遂げる。太平之法は、方に流行す可し。凡そ我が臣民は、身をあら潔い徳に浴し、家家は自ら修め、人人は克くおも念う。兵は威を立つ可く、おさ戢めざる可からず、刑は化を助ける可く、専ら行ふ可からず。九重を禁衛する之餘、四方を鎮守する之外、戎旅軍器は、皆な宜しく停罷すべし。世の路は既に夷ぎ、群方は事無し、武力之子は、俱に經を學ぶ可し。民間の甲仗は、悉く皆な除毀すべし（刀狩り令に似たり）。天下に頒告し、鹹な此の意を悉くすべし。」

●【楊堅は名を求めず】賀若弼は其の畫策する所を撰し之を上げ、謂って《御授平陳七策》と為す。帝は省（観）みず、曰く、

「公は我が名を發揚せんと欲し（10-200p）、我は名を求めず。公は宜しく自ら家傳に載すべし。」

弼の位望は隆重にして、兄弟は並びて郡公に封じられ、刺史、列將と為り、家之珍玩は、勝げて計る可からず、婢妾は羅綺を曳く者は數百、時人は之を榮とする。

●【突厥】【突厥は惶恐す】其の後突厥は來朝し、上は之に謂って曰く、

「汝は江南の陳國の天子有るを聞く乎？」

對えて曰く、

「之を聞く。」

上は左右に命じて突厥を引いて韓擒虎の前に詣らしめて曰く、

「此は是れ陳國の天子を執らえ得たる者なり。」

擒虎は色を厲まして之を顧み、突厥は惶恐し、敢えて仰視せず。

●【高潁は獨孤公として親禮せらる】左衛將軍の龐晃（自ら潜躍の辰に結納し、上と情契甚だ密なり、而して高潁と隙有り。廣平王雄と旧を挾んで屢々高潁の短を言う）等は高潁を上に短（譏る事）かしとし、上は怒り、皆な之を黜け、親禮すること逾々密なり。因りて潁に謂って曰く、

「獨孤公は、猶ほ鏡也、磨瑩せられる毎に、皎然として益々明なり。」

初め、潁の父の賓は獨孤信の僚佐と為り、姓の獨孤氏を賜わり、故に上は常に呼びて獨孤と為し而して名いわず。

●【元諧らの誅殺】樂安公の元諧は、性は豪俠にして、氣調有り。少きとき上と同じく學び、甚だ相愛し、即位に及び、顯仕に累歴す。諧は排詆（そしり）を好み、媚を左右に取る能わず。上柱國の王誼と善く、誼が誅せられるや（176 卷陳の長城公平徳二年にあり）、上は稍く之を疏忌す。或は告げる、

「諧は從父弟の上開府儀同三司の滂、臨澤（隋志に、毗陵郡義興縣に旧臨澤県ありと）侯の田鸞、上儀同三司の祁緒等と反を謀る、有司に下して案驗し、奏す、

「諧は祁緒をして党項の兵を勅して巴、蜀を斷た令めんと謀る。又た、諧は嘗て滂と同じく上に謁し、諧

は私に**滂**に謂って曰く、『我は是れ主人、殿上の者は賊也。』因りて**滂**をして氣を望ま令め、**滂**は曰く『彼の雲は蹲狗走鹿に似たり、我が輩が福德雲有るに如かず。』

上は大いに怒り、**諧**、**滂**、**鸞**、**緒**は並な伏して誅せらる。

●**閏月**（元嘉曆四月）、己卯（15+60-59+1=17日）、吏部尚書の**蘇威**を以て右僕射と為す。六月、乙丑（25+60-58+1=28日）、荊州總管の**楊素**を以て納言と為す。

●**〔楊堅は封禪を禁絶〕**朝野は皆な封禪を請（続は称）い、**秋**、七月、丙午（42-28+1=15日）、詔して曰く、

「豈に一將軍に命じて一小國を除かしめ、遐邇（遠近）意を注ぎ、便ち太平と謂う可けんや。薄い徳を以て而して名山に封じ、虚言を用い而して**上帝**を幹すは、**朕**が聞く**攸**に非ず。而今以後、言は封禪に及ぶは、宜しく即ち禁絶すべし。」

●**〔楊雄の軍権を奪う〕**左衛大將軍の廣平王の**雄**（楊雄、楊堅の族子、542-612）は、貴寵は特に盛んなり、**高颎**、**虞慶則**、**蘇威**と稱して四貴と為す。**雄**は寛容にして士に下り、朝野は傾屬し、上は其の衆を得るを惡み、陰に之を忌み、其の兵馬を典るを欲せず。**八月**、壬戌（58-57+1=2日）、**雄**を以て司空と為し、實は之が權を奪う。**雄**は既に職務無く、乃ち門を杜じ賓客に通じず（楊雄は能く其の身を猜忌の朝に保つ）。

【隋は中華の雅樂を継承】

●**〔鄭譯は雅樂を修正〕**帝は踐祚之初め、柱國の沛公の**鄭譯**は雅樂を修正せんと請う。太常卿の**牛弘**、國子祭酒の**辛彦之**、博士の**何妥**等に詔して之を議せしめ、積年決まらず。**譯**は言う、

「古樂は十二律、旋りて宮を相い為し、各々七聲（宮・商・角・徵・羽・變宮・變徵）を用い、世々能く通じる莫し。」

譯は龜茲（西域のクチャ）人の**蘇祇婆**が琵琶を善くするに因りて、始めて其の法を得、推演して十二均、八十四調と為し、以て太樂の奏する所を校し、例して皆な乖越（違う）す（10-201p）。**譯**は又た七音之外に於いて更に一聲を立て、之を應聲と謂い、書を作りて朝廷に宣示す。邳公の世子の**蘇夔**と議し黍を累ねて律を定む。

●**〔音律制定が政争の具となる〕**時の人は以えらく、音律は久しく通じる者無く、**譯**、**夔**が一朝にして定む可きに非ずと。**帝**は素より學を悦ばず、而して**牛弘**は音律に精しからず、**何妥**は自ら宿儒にして反りて**譯**等に逮ばざるを恥じ、常に其の事を沮壞せんと欲し、乃ち議を立て、十二律が旋りて宮を相い為す及び七調を非とし、競いて異議を為し、各々朋黨を立つ。或は各々をして樂を造ら令め、成るを待ちて、其の善き者を擇び而して之に従わんと欲す。**妥**は樂成るは善惡見易きを恐れ、乃ち**帝**に樂を張りて之を試さんことを請い、先ず**帝**に白して云（去x）わく、

「黃鐘は人君之徳に像^{かたど}る。」

黃鐘之調を奏するに及び、**帝**は曰く、

「滔滔として和雅なり、甚だ我が心と會う。」

妥は因りて奏す、

「止だに黃鐘一宮を用い、餘律を假りず。」

帝は悦び、之に従う。

●**〔樂工の萬寶常の樂は寝む〕**時に又た樂工の**萬寶常**という有り、鐘律に妙達す。**譯**等は黃鐘調を為りて成る、之を奏し、**帝**は召して**寶常**に問い、**寶常**は曰く、

「此れ亡國之音也。」

帝は悦ばず。**寶常**は水尺を以て律を為し、以て樂器を調（調律）するを請い、上は之に従う。**寶常**は諸樂器を為り、其の聲は率ね**鄭譯**の調より下ること二律（続は一律）、樂器を損益すること、勝げて紀す可からず。其の聲は雅淡にして、時人の好む所と為らず、太常の聲を善くする者は多く之を排毀す。**蘇夔**は尤も**寶常**を忌み、**夔**の父の**威**は方に事を用い、凡そ樂と言う者は皆な之に付き而して**寶常**を短とし、**寶常**の樂は竟に**威**の抑える所と為り、寢みて行われず。

●**〔雅樂の清商署を置く〕**陳を平らぐるに及び、宋、齊の舊の樂器、並びに江左の樂工を獲たり、帝は之を廷奏せ令め、歎じて曰く、

「此れ華夏の正聲也。」

乃ち五音を調して五夏（昭夏・皇夏・誠夏・需夏・肆夏）、二舞（文武の二舞）、登歌（堂上に登りて歌う）、房內（楊堅は龍潜の時に琵琶に倚り歌二首を為る、名付けて地厚天高と曰う。夫妻の義に託言す）等十四調を為り、賓祭に之を用いる。仍って太常に詔して清商署を置き以て之を掌らしむ。

●**〔中国の雅樂を継承すべし〕**時に天下は既に壹となり、異代の器物は、皆な樂府に集まる。**牛弘**は奏す、
「中國の舊音は多く江左に在り（司馬氏の南遷では樂を備えず。石氏滅亡で鄴より樂人は頗る南下、更に淝水の戦いで勝ち、苻堅崩壊時に始めて樂工を得て金石を備える。慕容垂は西燕を破り苻氏の旧樂を得る。慕容宝敗れ、其の鐘律令の李佛等は太樂細伎を率いて慕容徳に奔る。慕容超は之を姚氏の後秦に献上し、以て其の母を贖う。宋の武帝は姚泓を平らげ取めて建康に帰す、こうして江左に在り）。前に荊州に克ちて（165 卷梁の元帝承聖三年にあり）梁の樂を得、今蔣州を平らげて又た陳の樂を得る。史傳相い承け以て古に合うと為す、請う修緝を加え以て雅樂を備えるべし。其の後魏（北魏）之樂及び後周（北周）の用いる所、雜えて邊裔之聲有り、皆な用いる可からず、請う悉く之を停めん。」

冬、十二月、甲子（続により補充、60-55+1=6 日）、弘に詔して**許善心**、**姚察**及び通直郎の**虞世基**と雅樂を參定せしむ。**世基**は、**蒯**（168 卷陳の世祖天嘉二年にあり）之子也。

●**〔嶺南の支配〕**己巳（5+60-55+1=1 1 日）、黃州（隋志に永安郡に北齊は衡州を置き、開皇五年に黃州に改める）總管の**周法尚**を以て永州（陳を平らげて零陵郡に始めて永州を置く）總管と為し、嶺南を安集せしめ、黃州の兵三千五百人を給し帳内と為し、陳の桂州（始安郡に梁は桂州を置く）刺史の**錢季卿**等は（10-202p）皆な**法尚**に詣りて降る。定州（鬱林郡に梁は置く）刺史の**呂子廓**は、山洞に據り、命を受けず、**法尚**は撃ちて之を斬る。

●**〔辛公義は岷州の俗を変える〕**駕部侍郎（兵部尚書に属す）の**狄道**（甘肅省蘭山道狄道県、現・甘肅省定西市臨洮県）の**辛公義**（553 年-614 年）を以て岷州（臨洮郡湟樂県に西魏は置く、甘肅省蘭山道岷県、現・隴南市宕昌県）刺史と為す。岷州の俗は疫を畏れ、一人疫を病めば、闔家（一家残らず）之を避け、病む者は多く死す。**公義**は命じて皆輿して己之聽事に置かしめ、暑月には、病人は或は數百に至り、廳廓皆な滿つ。**公義**は榻を設け、晝夜其の間に處り、秩祿を以て醫藥を具え、身自ら省問す。病者は既に愈えれば、乃ち其の親戚を召して之を諭して曰く、

「死生は命有り、豈に能く相い染まんや！若し相い染む者は、吾は死して久し矣。」

皆な慚謝し而して去る。其の後に人の病む者有れば、争いて使君に就き、其の家親戚は固く留めて之を養い、始めて相い慈愛し、風俗は遂に變ず。後に并州刺史に遷り、車を下り、先ず獄中に至りて露坐し、親しく自ら驗問す。十餘日の間、決し遣りて鹹な盡き、方に聽事に還り新訟を受領す。事は皆た立ちどころに決す。若し未だ盡きず、必ず須く禁ずべき者有れば、**公義**は即ち聽事に宿し、終に閤（続による、閤は門。邠は×地名）に還らず。或は諫めて曰く、

「公事は程有り、使君は何ぞ自ら苦しむや！」

公義は曰く、

「刺史は徳無く、民をして訟無から使む能わず、豈に人を禁じて獄に在り而して家に安寝す可けん乎！」

罪人は之を聞き、鹹な自ら款服（款は誠）す。後に訟える者有れば、郷間の父老は遽に之を曉して曰く、

「此れ小事なり、何ぞ使君を勤勞するに忍びんや！」

訟える者は多く兩つながら譲り而して止む。

高祖文皇帝上之上開皇十年（庚戌，590年）

●春，正月，乙未（31-25+1=7日），皇孫の昭を以て河南王と為し，楷を華陽王と為す。昭は，廣之子也。

●二月，上は晉陽に幸し，高顗に命じて居守せしむ。夏，四月，辛酉（57-54+1=4日），晉陽より至る。

●〔李徳林を遂に懷州刺史に左遷〕成安（魏郡の県）の文子（文は諡、子は爵）の李徳林は、其の才望を恃み、論議は勝つを好み、同列多く之を疾む。是に由りて佐命の元功（無功×）を以て、十年級を徙らず。徳林は數々蘇威と異議し、高顗は常に威を助け、

「徳林は狼戾なり」

と奏し、上は多く威の議に従う。上は徳林に莊店を賜り、自ら之を擇ば使め、徳林は逆人の高阿那肱（王謙と反逆）の衛國縣（本は漢の觀県、東郡の属す。光武帝は改めて衛國という。山東省済南道章邱県西南、現・済南市章丘区）の市店を請い、上は之を許す。晉陽に幸するに及び、店人は訴えて稱す、

「高氏は民田を強奪す、内に於いて店を造りて之を賃す。」

蘇威は因りて奏す、

「徳林は誣罔す。妄りに奏して自ら入る」

と、司農卿の李圓通等は復た之を助けて曰く、

「此の店は利を収めること千戸を食む如し、請う日を計りて追贓せん。」

上は是より益々之を惡む。虞慶則等は使いを關東に奉じて巡省し、還り、皆な奏して稱す、

「郷正は専ら辭訟を理め、黨與愛憎し、貨賄を公行し、民に於いて便ならず。」

上は之を廢せ令む。（10-203p）徳林は曰く、

「茲の事は臣は本以て不可と為し、然るに置きて（郷正は前年にも置くもあり）來のかた始めて爾り、復た即ち停廢するは、政令は一ならず、朝に成し暮に毀す、深く帝王の法を設ける之義に非ず。臣は望む陛下は今より群臣律令に於いて輒ち改張せんと欲すれば、即ち軍法を以て事に従わん。然らざる者は、紛紜未だ已まず。」

上は遂に怒りを發し、大いに^の詬りて云う、

「爾は我を以て王莽と為さんと欲する邪！」（胡三省曰く、上は権数を以て國を得、群下を猜疑す。王莽が漢を篡い、諸令を變更して亡びしを以て、徳林が以て己に況うるを疑う、故に怒ると）

是より先、徳林は父を稱して太尉咨議と為し以て贈官を取る、給事黃門侍郎の猗氏（河東郡の県、山西省河東道猗氏県、現・運城市臨猗県）の陳茂等は密に奏す、

「徳林の父（魏齊の間に仕える）は校書（北齊の制では、校書郎は第九品、公府咨議參軍は從第四品）に終わるに、妄に咨議を稱す。」

上は甚だ之を^お衒む。是に至り、上は因りて之を^せ數めて曰く、

「公は内史と為り、朕の機密を典る、^{このごろ}比計議に豫かる可からざる者は、公が弘からざるを以て耳、寧んぞ自ら知らん乎！又た罔冒して店を取り、妄りに父の官を加える、朕は實に之を忿る、而るに未だ發する能わず、今當に一州を以て相い遣る耳。」

因りて出して湖州（古の防風氏の國、漢の烏程県の地、隋は湖州を置く。太湖によりて命名、長安の東南 3341 里、現・浙江省湖州市）刺史と為す。徳林は拜謝して曰く、

「臣は敢えて復た内史令を望まず、請う但だ散參（散官の職務無くして朝參に預かる者）に預らん。」

上は許さず、懷州（河内郡に旧懷州を置く）刺史に遷り而して卒す。

● 〔李圓通の左遷〕 李圓通は、本は上の微なる時の家奴なり、器干有り。隋公と為るに及び、圓通を以て陳茂の參佐と為るに及び、是に由りて之を信任す。梁國之廢する（前卷陳の長城公禎明元年にあり）也、上は梁の太府卿の柳莊を以て給事黃門侍郎と為す。莊は識度有り、博學にして、辭令を善くし、典故に明習し、政事に雅達し、上及び高潁、蘇威は皆な之を重んじる。陳茂と同僚なり、意を降す能わず、茂は之を上に譜り、上はようや稍く之を疏んじ、出して饒州（隋志に、鄱陽郡に梁は吳州を置く。陳は廢す。隋が陳を平らげ饒州を置く。江西省潯陽道鄱陽県、現・上饒市鄱陽県）刺史と為す。

● 〔楊堅は朝堂殿廷で鞭打ち殺す〕 上は性は猜忌にして、學を悦ばず、既に智に任じて以て大位を獲、因りて文法を以て自ら矜り、明察にして下に臨み、恆に左右をして内外を覘視せ令め、過失有れば則ち加えるに重罪を以てす。又た令史の贓汚を患い、私に人をして錢帛を以て之を遣ら使め、犯すを得れば立ちどころに斬る。毎に殿庭に於いて人を捶ち、一日之中に、或は數四に至る。嘗て問事が楚を揮うこと甚だしからざるを怒り、即ち命じて之を斬る。尚書左僕射の高潁、治書侍御史の柳彧等は諫め、以為く、

「朝堂は殺人之所に非ず、殿廷は決罰之地に非ず。」

上は納れず。潁等は乃ち盡く朝堂に詣りて罪を請い、上は顧みて領左右都督（北齊の制に領左右將軍の下に正副都督を置く。隋も之に因る。後に煬帝は領左右府を改めて備身府と為す）の田元に謂って曰く、

「吾が杖は重き乎？」

元は曰く、

「重し。」

帝は其の狀を問い、元は手を舉げて曰く、

「陛下の杖は大いに指の如し、人を捶つこと三十なる者は、常杖の數百に比すべし、故に多く死す。」

上はよこ憚らず、乃ち殿内に令して杖を去らしめ、(10-204p) 罰を決する有らんと欲すれば、各々由る所に付す。後に楚州（隋志に江都郡山陽縣に旧、山陽郡を置く。開皇十二年に楚州を置く。隋の制、州に刺史・長史・司馬・參軍事・行參軍を置く。江蘇省淮陽道淮安県治、現・淮安市淮安区）の行參軍の李君才は上言す、

「上は高潁を寵すること過ぎて甚だし。」

上は大いに怒り、命じて之を杖たしむも、而るに殿内には杖無し、遂に馬鞭を以て之を捶殺し、是より殿内は復た杖を置く。未だ幾くもなくして、怒ること甚だしく、又た殿廷に於いて人を殺す。兵部侍郎（兵部尚書は兵部・職方・駕部・庫部四曹を統べ、各々侍郎を置く）の馮基は固く諫め、上は従わず、竟に殿廷に於いて之を殺す。上も亦た尋いで悔い、馮基を宣慰し、而して群臣之諫めざる者を怒る。

● 〔軍備縮少〕 五月、乙未（31-23+1=9日）、詔して曰く、

「魏末の喪亂に、軍人は權に坊府（元魏の末に兵制に六坊あり、北齊は之に因り、亦六府と曰う）を置き、南征北伐し、居る處定まる無く、家は完堵無く、地に包桑（根多きなり。桑を植えて根多きに至るは、民は其の居に安んじるの驗なり）^{まれ}なり、朕は甚だ之を愍む。凡そ是の軍人は、悉く州縣に屬す可し、墾田、籍帳は、一に民と同じくす。

軍府の統領は、宜しく舊式に依るべし。山東、河南及び北方の縁邊之地の新たに置く軍府を罷むべし。」

●六月，辛酉（57-53+1=5日），制して民の年五十にして役を免じ庸を收む。

●秋，七月，癸卯（39-22+1=18日），納言の**楊素**を以て内史令と為す。

●冬，十一月，辛丑（37-20+1=18日），上は南郊（隋の南郊は壇を国の南のま太陽門外の道西一里に為り、宮を去ること十里、壇の高さ七尺、廣さ四丈。孟春上辛に感じる所の帝赤懷怒を其の上に祀り、太祖武元皇帝を以て配す）を祀る。

【江南の叛乱を鎮圧】

●〔旧陳国領域の一斉叛乱〕江表は東晉より已來，刑法は疏緩にして，世族は寒門を陵駕す。陳を平らぐる之後，牧民の者は盡く之を更變す。**蘇威**は復た《五教》を作り，民をして長幼無く悉く之を誦せ使め，士民は嗟怨す。民間は復た訛言す、
「隋は之を従して關に入れんと欲す」

と，遠近は驚駭す。是に於いて婺州（浙江省金華道金華県に陳は置く、現・金華市婺城区）の**汪文進**、越州（会稽郡に梁は東揚州を置き、陳は始め省き、隋は吳州と曰う。後に越州と改める。浙江省会稽道紹興県、現・紹興市柯橋区）の**高智慧**、蘇州（吳郡に陳は吳州を置く。隋は蘇州と改める。江蘇省蘇常道吳県治、現・蘇州市吳中区及び相城区）の**沈玄愔**は皆な兵を擧げて反し，自ら**天子**と稱す。百官を署置す。**樂安**（台州に属す、浙江省会稽道仙居県の西、現・台州市仙居県）の**蔡道人**、**蔣山**（江蘇省金陵道江寧県東北、現・南京市江寧区玄武区）の**李凌**、**饒州**（江西省潯陽道鄱陽県、現・上饒市鄱陽県）の**吳世華**、**温州**（浙江省甌海道永嘉県、現・温州市永嘉県）の**沈孝徹**、**泉州**（福建省厦門道晉江県、現・泉州市晉江市）の**王國慶**、**杭州**（浙江省錢塘道杭県、現・杭州市余杭区・西湖区・江干区）の**楊寶英**、**交州**（旧の交趾郡の治、広東・安南の境）の**李春**等は皆な自ら大都督と稱し，攻めて州縣を陷す。陳之故境は，大抵は皆な反す。大なる者は衆數萬有り，小さき者は數千，共に相い影響す。縣令を執り，或は其の腸を抜き，或は其の肉を臠（挽肉）にして之を食し，曰く、
「更に能く儂をして《五教》を誦せ使む邪！」

詔して**楊素**を以て行軍總管と為し以て之を討たしむ。

●〔麥鐵杖の奮戦を奇とする〕**素**は將に江を濟らんとし，始興の**麥鐵杖**をして束稿を戴き，夜，浮かびて江を渡り賊を覘わ使め，還り而して復た往き，賊の擒とする所と為る。兵仗三十人を遣わし之を防がしむ。**鐵杖**は賊の刀を取り，防ぐ者を亂斬し，（10-205p）之を殺して皆な盡き，其の鼻を割き，之を懷にし以て歸る。**素**は大いに之を奇とし，奏して儀同三司を授く。

●〔楊素は江を渡り京口に勝つ〕**素**は舟師を帥いて楊子津（江蘇省淮揚道江都県の南十五里、現・揚州市広陵区・江都区）より入り，賊帥の**朱莫問**を京口（宋以来の軍都、江蘇省金陵道丹徒県、現・鎮江市京口区）に撃ち，之を破る。進みて晉陵（江蘇省蘇常道武進県、現・常州市武進区）の賊帥の**顧世興**、**無錫**（江蘇省蘇常道無錫県、現・無錫市錫山区）の賊帥の**葉略**を撃ち，皆な之を平らぐ。**沈玄愔**は敗走し，**素**は追いて之を擒とす。**高智慧**は浙江の東岸に據りて營を為し，周互百餘里，船艦は江を被う。**素**は之を撃つ。子總管（裨將、兵を率いて總管に属す）の**南陽**（河南省汝陽道鄆、現・南陽市鄆州市）の**來護兒**は**素**に言つて曰く、

「吳人は輕銳にして，利は舟楫に在り，必死之賊は，與に鋒を爭い難し，公は宜しく陳を嚴して以て之を待つべし，與に刃を接する勿かれ。請う奇兵數千を假りて潜に江を渡り，其の壁を掩い破る。（賊をして）退きて歸る所無く，進みては戦うを得ざら使めん，此れ**韓信**の趙を破る之策（10 卷漢の高帝三年にあり）也。」

素は之に従う。**護兒**は輕舸數百を以て直ちに江岸に登り，襲いて其の營を破り，因りて火を縦ち，煙焰は天に漲（張×）る。賊は火を顧み而して懼れ，**素**は因りて兵を縦ちて奮撃し，大いに之を破り，賊は遂に潰える。**智慧**は逃げて海に入り，**素**は之を躡（あ）づけて海曲に至り，行軍記室の**封德彝**を召して事を計り，**德彝**

は水に墜ち、人救い、免かるるを獲、衣を易え素に見え、竟に自ら言わず。素は後に之を知り、其の故を問ひ、曰く、

「私事也、白わざる所以なり。」

素は之を嗟異とす。德彝の名は倫、字を以て行ふ、隆之（北齊の佐命の臣）之孫也。汪文進は蔡道人を以て司空と為し、樂安を守らしめ、素は進みて討ち、悉く之を平らぐ。

● 〔史萬歳の奮闘〕 素は總管の史萬歳を遣わし衆二千を帥い、婺州の別道よりして嶺を逾え海を越え、攻めて溪洞を破り、勝げて數える可からず。前後七百餘戦し、轉斗すること千餘里、寂として聲聞無き者は十旬、遠近は皆な萬歳を以て没すると為す。萬歳は書を竹筒中に置き、之を水に浮べ、汲む者は之を得、素に言う。素は其の事を上り、上は嗟歎し、萬歳の家に錢十萬を賜る。

● 〔楊素は王國慶を降し、江南は定まる〕 素は又た沈孝徹を温州に破り、歩道より天台（天台山、浙江省会稽道天台県の北、現・台州市天台県）に向かい、臨海（浙江省会稽道臨海県、現・台州市臨海市）を指し、遺逸を逐捕し、前後百餘戦し、高智慧は走りて閩、越を保つ。上は素の久しく外に勞するを以て、傳を馳せて入朝せしむ。素は餘賊の未だ殄せざるを以て、後患と為らんを恐れ、復た行かんと請ひ、遂に（入朝し）傳に乗じて會稽に至る。王國慶は自ら以えらく海路は艱阻にして、北人の習う所に非ずとし、備えを設けず。素は海に泛び奄至し、國慶は遑遑して州を棄てて走る。餘黨は散りて海島に入り、或は溪洞を守り、素は諸將を分遣して、水陸追捕せしめ。密に人をして國慶を説か令め、智慧を斬送して以て自ら贖わしむ。國慶は乃ち智慧を執送し、泉州に於いて斬り、餘黨は悉く降る。江南は大いに定まる。

● 〔楊素の凱旋〕 素は師を班し、上は左領軍將軍の獨孤陀を遣わして浚儀に至りて迎勞せしむ。京師に到る比おい、問者は日々至る。素の子の玄獎を拜して儀同三司と為し、賞賜は甚だ厚し。陀は、信（獨孤信は皇后の父、北周の功臣）之子也。

● 〔楊素は策多く嚴整〕 楊素は兵を用いるに權略多く（10-206p）、衆を馭するに嚴整にして、將に敵に臨まんとする毎に、輒ち人の過失を求め而して之を斬り、多き者は百餘人、少くも十數を下らず、流血は前に盈ち、言笑は自若たり。其の陳に對するに及び、先ず一二百人をして敵に赴か令め、陳を陷とせば則ち已む、如し陷とす能わず而して還る者は、多少を問う無く、悉く之を斬る。又た二三百人をして復て進ま令め、還れば向の法の如し。將士は股慄（膝ガクガク状態）し、必死之心有り、是に由りて戦いて勝たざるは無く、稱して名將と為す。素は時に貴幸せられ、言は従わざる無し、其の素に従いて行く者は、微功も必ず録せられ、他の將に至りては大功有りと雖も、多く文吏の譴卻する所と為る、故に素は殘忍と雖も、士は亦た此を以て焉に従はんことを願う。

● 并州總管の晉王の廣を以て揚州總管と為し、江都に鎮し、復て秦王の俊を以て并州總管と為す。

● 番禺の夷王の仲宣は反し、嶺南の首領は多く之に應じ、兵を引いて廣州（旧番禺に治す。隋は南海県と為し、又番禺県を分置す。時に廣州は始興に治す。仲宣が囲むは南海なり。番禺は広東省粵海道番禺県、現・広州市番禺区）を圍む。韋洸は流矢に中たりて卒し、詔して其の副の慕容三藏を以て廣州道行軍を檢校せしむ。又た詔して給事郎（正八品の散官。この時裴矩は吏部給事郎）の裴矩をして嶺南を巡撫せしめ、矩は南康に至り、兵數千人を得たり。仲宣は別將の周師舉を遣わして東衡州（始興に治す）を圍ましめ、矩は大將軍の鹿願と撃ちて之を斬り、進みて南海に至る。

● 〔洗夫人は廣州を救う〕 高涼の洗夫人は其の孫の馮暄を遣わして兵を將いて廣州を救わしめ、暄は賊將の陳佛智と素より善く、逗留して進まず。夫人は之を知り、大いに怒り、遣使して暄を執らしめ、州獄に系ぎ、更に孫の盎（馮盎）を遣わして出でて佛智を討ち、之を斬る。進みて鹿願に南海に於いて會し、慕容

三藏と合して仲宣を撃ち、仲宣の衆は潰え、廣州は全くを獲たり。洗氏は親ら甲を被り、介馬に乗り、錦傘を張り、穀騎を引き裴矩を衛従し二十餘州を巡撫す。蒼梧（郡の名、梁は成州を置き、隋は封州を置く）の首領の陳坦等は皆な來たりて謁見し、矩は製を承け署して刺史、縣令と為し、還りて其の部落を統べ使め、嶺表は遂に定まる。

●「譙國夫人の幕府を置く」矩は覆命し、上は高潁、楊素に謂って曰く、

「韋洸は二萬の兵を將して早く嶺を度る能わず、朕は毎に其の兵の少なきを患う。裴矩は三千の弊卒を以て徑に南海に至り、臣有ること此くの若し、朕は亦た何をか憂えん！」

矩を以て民部侍郎（戸部尚書に属す）と為す。馮盎を高州（高涼郡に旧高州を置く。広東省高雷道茂名県の西北、現・陽江市陽西県）刺史に拜し、馮寶に廣州總管、譙國公を追贈す。洗氏を冊して譙國夫人と為し、譙國夫人の幕府を開き、長史以下官屬を置き、官は印章を給し、部落六州の兵馬を發するを聽し、若し機急有れば、便宜は事を行なわしむ。仍ほ敕して夫人の誠效之故を以て、特に暄の逗留之罪を赦し、羅州（本は招義郡、原価三年に檀道濟は綾羅江口に石城を築き、因りて羅州を置く、広東省高雷道廉江県の北、現・湛江市廉江市）刺史を拜す。皇后は夫人に首飾及び宴服一襲を賜わり、夫人は並びに金篋に盛り、梁、陳の賜物を並せ、各々一庫に藏し、歲時の大會毎に、之を庭に陳ね、以て子孫に示して、曰く、

「我は三代の主に事え、唯だ一に忠順之心を用いる。(10-207p) 今賜物は具に存す、此れ其の報也。汝曹は皆な之を念じ、赤心を天子に盡くすべし！」

●「譙國夫人は十餘州を宣撫」番州（廣州は南海に治す。仁壽元年に番州を置く）總管の趙訥は貪虐（これはこの年に非ず、史は因りて之を書す）にして、諸俚、獠は多く亡げ叛す。夫人は長史の張融を遣わして封事を上り、安撫之宜を論じ、並せて訥の罪を言い、

「以て遠人を招懷す可からず。」

上は遣（続は無し）りて訥を推せしめ、其の贓賄を得、竟に法を致す。敕（続は無し）して夫人に委ねて亡叛を招慰せしむ。夫人は親ら詔書を載せ、自ら使者と稱し、十餘州を歴、上の意を宣述し、諸俚、獠に諭し、至る所は皆な降る。上は之を嘉し、夫人に臨振縣（漢の珠崖の地）を賜りて湯沐の邑と為し、馮僕に崖州（広東省瓊崖道瓊山県の東西四十里、現・海南省海口市瓊山区）總管、平原公（郡公）を贈る。

高祖文皇帝上之上開皇十一年（辛亥，591年）

●春，正月，皇太子妃の元氏は薨ず。

●吐谷渾 吐谷渾は隋に入貢 二月，戊午（54-49+1=6日），吐谷渾は遣使して入貢す。吐谷渾可汗の誇呂は陳の亡ぶを聞き、大いに懼れ、遁逃して險を保ち、敢えて寇を為さず。誇呂は卒し、子の世伏は立ち、其の兄の子の無素をして表を奉じて稱藩せ使め、並せて方物を獻じ、女を以て後庭に備えんと請う。上は無素に謂って曰く、

「若し來請に依れば、它國は之を聞き、必ず當に相い効わん、何を以て之を拒まん！朕の情は安養に存し、各々性を遂げ令めんとす、豈に子女を聚斂して以て後宮を實たす可けん乎！」

竟に許さず。

●劉曠は異政 平郷令の劉曠は異政有り、義理を以て訟者を曉諭し皆な咎を引き而して去り、獄中は草滿ち、庭は張羅を張る可し。臨潁（潁川郡の県、河南省開封道臨潁県の西北十五里、現・漯河市臨潁県）の令に遷る。高潁は曠を薦め、

「清名善政、天下第一と為す」

と、上は召見し、之を勞り勉めしめ、顧みて侍臣に謂って曰く、

「若し殊獎せざれば、何を以てか勸を為さん！」

丙子（12+60-49+1=24日）、優詔して擢んで莒州（琅邪郡沂水縣に旧南青州を置く、北周は改めて莒州とす、山東省済寧道沂水縣、現・臨沂市沂水縣）刺史と為す。

●辛巳（17+60-49+1=29日）晦、之を食する有り。

●**〔滕穆王の瓚の急死〕**初め、帝の微なる時、滕穆王の瓚と協せず。帝は周の相と為り、瓚を以て大宗伯と為し、瓚は家の禍を為るを恐れ、陰に帝を圖らんと欲し、帝は之を隱す。瓚の妃は、周の高祖の妹の順陽公主也、獨孤后と素より平かならず、陰に咒詛を為す。帝は命じて之を出さしめ、瓚は可からず。秋、八月、壬申（8+60-46+1=23日）、瓚は帝が栗園（長安の南）に幸するに従い、暴に薨じ、時の人は其の鳩に遇うを疑う。乙亥（11+60-46+1=26日）、帝は栗園より至る。

●沛の達公の鄭譯は卒す。

令和5年10月21日 翻訳開始 11441 文字

令和5年11月9日 翻訳終了 24624 文字